

2022（R04）年2月20日から

長期優良住宅法・住宅品質確保法の改正に伴い、長期優良住宅の認定手続きが変わります。

詳しくは国交省のホームページで確認下さい。

住宅性能評価を行う民間機関((株)近確機構)の業務

- ① 「住宅性能評価と併せて長期使用構造等の確認」の申請
⇒評価書の交付* 「長期使用構造等の確認」の結果記載
- ② （長期使用構造等）『**確認申請書**』の申請
⇒『長期使用構造等である旨の確認書』の交付

*注：長期優良住宅の技術的審査業務は終了となります



所管行政庁へ「認定申請書」の提出

このことに伴い

1. 申請等の書式
2. 業務規程及び料金

などが変わります。

*業務規程及び料金については、現在関係官庁への届出中（審査中）です。

決定次第ホームページに掲載させていただきます。

尚

2022（R04）年2月20日以降に申請を予定されている事案については
事前にご相談下さい。

担当部署 株式会社近確機構 住宅性能評価部

Tell：06-6942-7764